令和８年度名寄市除雪サービス等助成事業指定業者実施要領

除雪サービス等助成事業実施要綱第 12 条に規定される標記の要領について、下記のとおりとします。

記

１　この事業は、名寄市高齢者自立支援事業条例、同施行規則及び除雪サービス等助成事業実施要綱に基づくものであることを認諾し、実施にあたっては順守すること。

２　原則、11 月１日から翌年３月 31 日までの期間で、市道の除雪後から午前９時 30 分までに除雪が完了できること。

３　除雪助成券利用者から業務の依頼を受けたときは直ちに訪問し、除雪個所や堆積場を確認するとともに期間や料金について協議決定すること。決定された内容については、確認書等の取り交わしにより後日、紛争が生じないよう講じるものとすること。

４　大雪の場合は、市の除雪が１日に複数回の場合もあるので対応できること。

５　通学路における作業では通学時間に配慮すること。

６　事業実施において、申請業者に起因する市又は除雪サービス等助成事業利用者に損害が生じた場合は、申請業者において処理すること。

７　除雪サービス等助成事業要綱等に記載のない疑義が生じた場合は、市、申請業者で協議のうえ決定すること。